令和３年12月１日作成

法　　令　　名：国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律
根　拠　条　項：第11条第１項
処 分 の 概 要：国外犯罪被害弔慰金等の支給等の裁定
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め： 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第２条（定義）、第３条（国外犯罪被害弔慰金等の支給）、第４条（国外犯罪被害弔慰金等の種類等）、第５条（遺族の範囲及び順位）、第６条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる場合）、第７条（支給の制限）、第８条（国外犯罪被害弔慰金等の額）、第９条（裁定の申請）、第11条第２項及び第３項（裁定等）、及び第13条第１項及び第３項（裁定のための調査等） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則第１条、第１条の２、第２条、第３条、第４条、第５条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合）、第６条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合の特例）、第７条（国外犯罪被害弔慰金の支給に係る裁定の申請）、第８条（国外犯罪被害障害見舞金の支給に係る裁定の申請）、第９条（領事官を経由して申請が行われた場合の申請の日）及び第12条（添付書類の省略） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令第１条（法第９条第２項の地域及び者） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第７条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示（平成28年国家公安委員会告示第51号）
準拠基準：国外犯罪被害弔慰金等の支給等の裁定は、「国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務処理要領」（令和２年12月15日付け警察庁長官官房長通達別添）を参照して行うものとする。
処　理　期　間：１年
申　　請　　先：警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室
問 い 合 わ せ 先：警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（電話018-863-1111 内線2662・2664）
備　　考：